

報 道 資 料

平成23年9月20日
奈良県 防災統括室
担当：北畑、木戸脇
直通：27-7006
内線：2272, 2276

台風12号災害にかかる激甚災害の指定について

平成23年台風第12号災害について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）、以下『法』とします」に基づき、以下のとおり激甚災害の指定を受けることとなりました（9月20日閣議決定）ので、お知らせします。

激甚災害の指定については、本県から国に対しても要望してきたところで、早期に指定を受けることとなりました。今後、政令の公布をもって正式に指定されることとなります（9月26日予定）。

1. 激甚災害の種類と今回の指定の対象となる主な事業、指定に伴うメリット

	対象となる主な事業 及び局激は対象市町村	メリット・優遇措置の概要
激甚災害（本激） 「本激」は、全国規模の激甚な災害を対象とするもので、本台風による全ての被災地を対象区域として、都道府県事業と市町村事業について、国庫補助のかさ上げ措置等が講じられます。	●公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の助成 ●農地等の災害復旧事業等に係る特別の助成 …法の適用条文は3～6, 16,17,19,24の各条	●公共土木施設の過去5年間の国の補助率かさ上げ実績 69%→82% ●農地の過去5年間の国の補助率かさ上げ実績 83%→92%
局地激甚災害（局激） 「局激」は、「本激」の基準には達しないまでも、局地的に多大な被害を被った地域に対して、本激に準じた特例措置が適用されるよう、市町村単位を対象区域として指定を受けられるようにしたものです。	●中小企業に関する特別の助成 ●対象：十津川村（他に三重県熊野市及び紀宝町） …法の適用条文は12,13条	●災害復旧貸付について、償還期間の延長等の特例措置があります。

※なお、今後被害の調査結果等により、新たに局激の対象となる市町村が追加されることもあります。

2. 近年の奈良県での激甚災害指定事例

本激：平成10年台風第7号

局激：平成16年8月台風11号（御杖村）

平成19年7月豪雨及び暴風雨（黒滝村）

平成21年10月豪雨及び暴風雨（宇陀市、山添村、曽爾村、御杖村、吉野町、黒滝村）